様式第28の3(第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けていない番号／番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	法人番号	番号使用数			番号未使用数	備考	合計
				うち卸提供数	うち電話転送役務の数			
合計								

注1　「電気通信番号の種別」の欄は、「固定電話番号(0AB～J)」、「付加的役務電話番号(0120)」、「付加的役務電話番号(0170)」、「付加的役務電話番号(0180)」、「付加的役務電話番号(0570)」、「付加的役務電話番号(0800)」、「付加的役務電話番号(0990)」、「データ伝送携帯電話番号(0200)」、「データ伝送携帯電話番号(020C)」、「音声伝送携帯電話番号(060／070／080／090)」、「無線呼出番号(0204)」、「特定IP電話番号(050)」、「FMC電話番号(0600)」又は「特定接続電話番号(91CDE)」を記載すること。

2　「卸元事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者に卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者について、その氏名又は名称及び卸元事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

3　「番号使用数」の欄は、最終利用者に付与している電気通信番号(報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が最終利用者に付与するものも含む。)の数を記載すること。

4　「うち卸提供数」の欄は、「番号使用数」のうち、卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した電気通信番号の数を記載すること。

5　「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

6　注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

7　総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
・当該電気通信事業者の法人番号
・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別

8　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。